

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正及び廃止について  
藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

2024年（令和6年）12月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 一部を改正する等の規則  
別紙のとおり
- 2 施行期日  
別紙のとおり

#### 提案理由

この議案を提出したのは、公共施設予約システムの更新に伴い、施設等を使用するにあたっての団体登録、使用許可及び利用料金の還付の取扱いを変更するため、所要の改正をする必要による。また、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年12月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する等の規則  
(藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第5条を次のように改める。

(団体の登録手続等)

第5条 条例第5条第2項に規定する団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第〇号）の例により手続を行うものとする。

2 団体登録に係る通知は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

3 次に掲げるものは、条例第5条第2項に規定する団体登録を受けた団体（以下「施設使用団体」という。）とみなす。

(1) 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）第7条第2項に規定する特別利用ができるもの

(2) 藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）第4条第2項の団体登録を受けたもの

(3) 藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）第11条第3項の登録を受けたもの

4 登録事項の変更手続及び登録の取消しは、藤沢市公共施設の使用等に係る手

続に関する規則の例による。

- 5 施設使用団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合において、対象団体としての要件を欠くに至ったときは、登録団体解散届を教育委員会に提出しなければならない。

第6条第1項中「野球場及び球戯場の供用日」を「施設の供用日（休場日を除く日。以下同じ。）」に、「又は」を「、土曜日及び」に、「）と平日」を「）と平日」に改め、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

- 2 施設使用団体及び前条第3項の規定により施設使用団体としてみなした団体（以下これらを「施設使用団体等」という。）が1月において使用の許可を受けることができる施設に係る使用許可区分（スポーツ広場の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。）の数は、次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分及び同表の中欄に掲げる供用日の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数とする。ただし、第8条第2項前段の規定により、使用しようとする日の属する月の間に使用の申請をする場合はこの限りでない。

第7条を次のように改める。

（使用許可の申請手続等）

- 第7条 条例第5条第1項の許可に係る申請は、施設を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までに藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により行うものとする。

第8条第1項中「第1項の施設等使用許可申請書の提出」を「の申請」に、「使用許可の」を「使用に係る」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する申請は、施設を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から使用しようとする日の使用許可区分の開始時間前までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により行うものとする。この場合において、施設を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から使用しようとする日の属する月の前月の末日までに申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき第6条第2項の表の右欄に定める数以内とする。

第9条から第12条までを次のように改める。

（使用の許可）

第9条 条例第5条第1項の許可は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

- (1) 第7条の規定による申請が施設の1使用区分について2以上である場合  
抽選により決定した施設使用団体等
- (2) 第7条の規定による申請が施設の1使用許可区分について1のみである場合  
当該申請をした施設使用団体等
- (3) 第8条第1項の規定による申請の場合 最初に申請した施設使用団体等  
(使用申請手続の特例)

第10条 教育委員会は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設を使用しようとするときは、第7条に規定する申請期間の開始前においても、公共的体育関係団体に使用に係る申請をさせ、その使用の許可をすることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により条例第5条第1項の許可をしたときは、施設使用許可書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第11条 条例第5条第1項の許可を受けた施設の使用を取りやめようとするときは、次の各号に定めるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、同規則第6条第2項本文の規定により通知を受けたもの 同規則第7条の例により行う。
- (2) 前条第2項の規定により通知を受けたもの 施設等使用取りやめ届に同項の施設使用許可書を添えて、教育委員会に提出する。

(使用内容の変更申請手続等)

第12条 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、同規則第6条第2項本文の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設の使用内容を変更しようとするときは、同規則第8条本文の規定により申請し、決定を受けるものとする。

2 第10条第2項の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設の使用内容を変更しようとするときは、施設等使用許可内容変更申請書により申請し、教育委員会は、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第13条から第16条までを削る。

第17条第1項第1号イ中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「施設等使用料減免申請書」を「減免申請書」に改め、同条第4項中「第3項」を「前項」に、「施設等使用料減免等決定通知書」を「減免決定通知書」に改め、同条を第13条とする。

第18条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 施設を使用しなかった場合 全額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合 教育委員会が定める額

第18条第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第9条ただし書の規定による還付手続は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

第18条第3項を削り、同条を第14条とする。

第19条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「書類に」を「書類を」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「使用者が」を「条例第5条第1項の許可を受けたものが」に、「使用者は」を「当該ものは」に改め、同条を第16条とする。

第21条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第18条 第5条第1項、第2項若しくは第4項、第7条、第8条第2項、第9条、第11条第1号、第12条又は第14条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(藤沢市スポーツ広場条例施行規則の廃止)

第2条 藤沢市スポーツ広場条例施行規則は、廃止する。

## 附 則

- 1 この規則中第1条の規定は令和7年1月6日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市スポーツ広場条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の藤沢市スポーツ広場条例施行規則の規定により登録団体として登録されていた団体は、令和7年3月31日で既納の利用料金の還付手続以外の効力を失う。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(休場日等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、施設の管理上又は運営上必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に閉場することができる。</p> <p><u>(団体の登録手続等)</u></p> <p>第5条 <u>条例第5条第2項に規定する団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第〇号）の例により手続を行うものとする。</u></p> <hr/> <p>2 <u>団体登録に係る通知は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。</u></p> <hr/> <p>3 <u>次に掲げるものは、条例第5条第2項に規定する団体登録を受けた団体（以下「施設使用団体」という。）とみなす。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(休場日等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、施設の管理上及び運営上必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に閉場することができる。</p> <p><u>(団体の登録手続等)</u></p> <p>第5条 <u>条例第5条第2項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第3号に規定する者であることを証する書類を教育委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めるときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から10日（当該日数の計算に当たっては、休場日は含めないものとする。）以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証（以下「登録証」という。）を交付するものと</u></p>

（1） 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）第7条第2項に規定する特別利用ができるもの

（2） 藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）第4条第2項の団体登録を受けたもの

（3） 藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）第11条第3項の登録を受けたもの

4 登録事項の変更手続及び登録の取消しは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

5 施設使用団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合において、対象団体としての要件を欠くに至ったときは、登録団体解散届を教育委員会に提出しなければならない。

（使用許可を受けることができる使用許可区分の数等）

第6条 施設の供用日（休場日を除く日。以下同じ。）は、特定日（スポーツ広場の供用日のうち日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。以下同じ。））と平日（当該供用日のうち特定日以外の供用日を

する。

4 登録証の有効期限は、当該登録証が交付された日から3年とする。

5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）第8条第3項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体及び藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体並びに藤沢市有料公園施設等使用規則（平成9年藤沢市規則第37号）第5条第3項の規定により有料公園使用団体として登録された団体は、第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。

（使用許可を受けることができる使用許可区分の数等）

第6条 野球場及び球技場の供用日 \_\_\_\_\_ は、特定日（スポーツ広場の供用日のうち日曜日又は \_\_\_\_\_ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。以下同じ。））と平日 \_\_\_\_\_ （当該供用日のうち特定日以外の供用日を

いう。以下同じ。)とに区分する。

- 2 施設使用団体及び前条第3項の規定により施設使用団体としてみなした団体(以下これらを「施設使用団体等」という。)が1月において使用の許可を受けることができる施設に係る使用許可区分(スポーツ広場の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。)の数は、次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分及び同表の中欄に掲げる供用日の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数とする。ただし、第8条第2項前段の規定により、使用しようとする日の属する月の間に使用の申請をする場合はこの限りでない。

(略)

(使用許可の申請手続等)

第7条 条例第5条第1項の許可に係る申請は、施設を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までに藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により行うものとする。

第8条 教育委員会は、前条の申請 期限が

いう。以下同じ。)とに区分する。

- 2 第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体若しくは同条第5項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体とみなされる団体(以下これらを「登録団体等」という。)が1月において使用の許可を受けることができる野球場及び球技場に係る使用許可区分(スポーツ広場の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。)の数は、次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分及び同表の中欄に掲げる供用日の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数とする。

(略)

(使用許可の申請手続等)

第7条 条例第5条第1項の許可を受けようとする登録団体等は施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日(その日が休場日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。)から同月の末日(その日が休場日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。)までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民利用団体登録証(以下「市民利用団体登録証」という。)を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

第8条 教育委員会は、前条第1項の施設等使用許可申請書の提出期限が

満了した場合において、使用に係る申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

- 2 前項に規定する申請は、施設を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から使用しようとする日の使用許可区分の開始時間前までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により行うものとする。 この場合において、施設を使用しようとする日の属する月の前々月の16日から使用しようとする日の属する月の前月の末日までに申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき第6条第2項の表の右欄に定める数以内とする。

(使用の許可)

第9条 条例第5条第1項の許可は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

- (1) 第7条の規定による申請が施設の1使用区分について2以上である場合 抽選により決定した施設使用団体等
- (2) 第7条の規定による申請が施設の1使用許可区分について1のみである場合 当該申請をした施設使用団体等
- (3) 第8条第1項の規定による申請の場合 最初に申請した施設使用団体等

満了した場合において、使用許可の申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

- 2 前項に規定により申請しようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設使用団体登録証を添えて、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき4以内とする。

第9条 教育委員会は、前条第2項の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、使用許可の申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

(使用申請手続の特例)

第10条 教育委員会は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において  
体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」  
という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設を使  
用しようとするときは、第7条に規定する申請期間の開始前において  
も、公共的体育関係団体に使用に係る申請をさせ、その使用の許可を  
することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により条例第5条第1項の許可をしたとき  
は、施設使用許可書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用し  
ようとする日の属する月の初日（その日が休場日である場合はその翌  
日。）から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに施設等  
使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設使用  
団体登録証を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第10条 教育委員会は、第7条第1項の規定による申請があった場合にお  
いて、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1  
のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとす  
る。

2 教育委員会は、第7条第1項の規定による申請があった場合において、  
施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上で  
あるときは、抽選により、当該使用許可区分の使用を許可する登録団  
体等を決定するものとする。

3 前項の抽選の方法は、別に定める藤沢市スポーツ施設使用手続き等要  
綱により行うものとする。

4 教育委員会は、第1項又は第2項の規定により施設の使用許可区分に係  
る使用の許可を決定したときは、当該登録団体等が施設等を使用する  
日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の14日（その日が休  
場日に当たるときは、その翌日。）までに施設等使用許可決定通知書

(使用の取りやめの届出)

第11条 条例第5条第1項の許可を受けた施設の使用を取りやめようとするときは、次の各号に定めるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によることとされ、同規則第6条第2項本文の規定により通知を受けたもの 同規則第7条の規定により行う。

(2) 前条第2項の規定により通知を受けたもの 施設等使用取りやめ届に同項の施設使用許可書を添えて、教育委員会に提出する。

(使用内容の変更申請手続等)

第12条 藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例によるこ

により当該登録団体等に通知するものとする。

5 教育委員会は、第8条第2項又は前条第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めた登録団体等に対しては、施設等使用許可決定通知書により通知するものとする。

(使用申請手続の特例)

第11条 教育委員会は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第7条第1項に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、それらのものに使用許可の申請をさせ、その使用の許可を決定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を決定したときは、施設等使用許可決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第12条 第10条第4項若しくは第5項又は前条第2項の規定により施設等の

ととされ、同規則第6条第2項本文の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設の使用内容を変更しようとするときは、同規則第8条本文の規定により申請し、決定を受けるものとする。

- 2 第10条第2項の規定により通知を受けたものが許可を受けた施設の使用内容を変更しようとするときは、施設等使用許可内容変更申請書により申請し、教育委員会は、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、速やかに施設等使用取りやめ届に第10条第4項若しくは第5項又は前条第2項に規定する施設等使用許可決定通知書（以下単に「施設等使用許可決定通知書」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用内容の変更申請手続等）

第13条 使用者は、その許可を受けた施設等の使用内容（使用する日及び時間を除く。）を変更しようとするときは、当該許可を受けた施設等の使用日までに施設等使用許可内容変更申請書に施設等使用許可決定通知書を添えて、教育員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（団体登録の更新手続等）

第14条 登録団体は、その登録証の有効期間の満了後も引き続き施設等使用団体としての登録を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の1月前までに教育委員会に団体登録更新申請書に登録証を添え

て、提出しなければならない。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書が提出された場合について準用する。

(団体登録事項の変更等)

第15条 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、速やかに団体登録事項変更届に登録証を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

2 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第4条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、速やかに登録団体解散届に登録証を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第16条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録団体としての登録を受けたとき。

(2) 施設等の管理上支障がある団体であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録団体としての登録を取り消したときは、団体登録取消決定通知書により当該登録団体の代表者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録団体は、団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。

(使用料の減免手続等)

第13条 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割

ア (略)

イ 国又は 神奈川県が使用する場合

ウ～オ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項による申請があったときは、内容を審査してそ

4 教育委員会は、第1項の規定により登録団体としての登録を取り消した場合において、当該取消しを決定した日以後に当該登録団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分及び附属設備に係る使用の許可を取り消すことができる。

5 教育委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消したときは、その旨を当該使用許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。

(使用料の減免手続等)

第17条 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割

ア (略)

イ 国または神奈川県が使用する場合

ウ～オ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設等使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、第3項による申請があったときは、内容を審査してそ

の適否を決定し、減免決定通知書により通知するものとする。

(既納の使用料の還付手続等)

第14条 条例第9条のただし書の規定により還付する既納の使用料の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 施設を使用しなかった場合 全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合 教育委員会が定める額

2 条例第9条ただし書の規定による還付手続は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

の適否を決定し、施設等使用料減免等決定通知書により通知するものとする。

(既納の使用料の還付手続等)

第18条 条例第9条のただし書の規定により還付する既納の使用料の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額

(2) 使用する日の前日までに条例第12条（同条第5号による場合を除く。）の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額

(3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額

(4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、教育委員会の承認を受けた場合 7割に相当する額

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合 教育委員会が定める額

2 条例第9条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとするものは、施設等既納使用料還付申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(設備の変更の承認手続\_\_)

第15条 条例第11条第1項ただし書の承認を受けようとするものは、使用日の前日までに設置しようとする設備若しくは装飾の内容を記載した仕様書その他教育委員会が必要と認める書類を提示しなければならない。

2 (略)

(職員の立入り)

第16条 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、教育委員会の指定した職員を条例第5条第1項の許可を受けたものが使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、当該ものは、当該職員の立入りを拒むことができない。

(書類の様式)

第17条 (略)

(雑則)

第18条 第5条第1項、第2項若しくは第4項、第7条、第8条第2項、第9条、第11条第1号、第12条又は第14条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納使用料還付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(設備の変更の承認手続き)

第19条 条例第11条第1項ただし書の承認を受けようとするものは、使用日の前日までに設置しようとする設備若しくは装飾の内容を記載した仕様書その他教育委員会が必要と認める書類に提示しなければならない。

2 (略)

(職員の立入り)

第20条 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、教育委員会の指定した職員を使用者が使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことができない。

(書類の様式)

第21条 (略)